



# 曾我事務所ニュース

社会保険労務士  
行政書士

曾我 浩

2019. 6. 15



〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F  
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758  
E-mail:soga@sogaoffice.jp(曾我宛)  
:info@sogaoffice.jp(事務所宛)  
ホームページアドレス:http://www.sogaoffice.jp  
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

## 「労災隠しは犯罪です！」 労災隠しによる労基署の送検多数。 起訴率も高く、罰金刑でも建設業・運送業は経営に深刻な影響

労働基準監督官は、司法警察官として逮捕・送検することができる権限を持っています。労働基準監督署が送検した事例は、厚生労働省のホームページで全て公開されています。特に目立つのが労災隠しによるものです。主な労災隠しの理由は、「元請の労災保険を使うと仕事がもらえなくなるといった」、「荷主に知られたくなかった」などです。検察は、「**労災隠し**」は「**国を欺く行為**」として厳しく対応するため、起訴率も高いです。ある監督官によると、労災事件は検察の中でも旧公安部が担当しています。ちなみに殺人事件は刑事部です。公安検察は、全検察中の「時の花形」とも称されるエリートコースと言われています。起訴された場合は、ほとんどが罰金刑です。罰金刑ということは、前科一般です。罰金は30万円だとしても、経営に与える影響は甚大です。許可業者は営業停止などの処分を受けます。例えば、運送業では車輛停止ですし、介護事業は営業が困難になります。労基署は調査の時、我々社会保険労務士の立ち合いを認めない時があります。そのような場合でも、「聞かれないことは話さなくてもいいですが、**事実を話してください。**」と事業主の方に伝えております。

## 経営者同居の親族は**労災保険の特別加入**を

労災事故が起きたとき、労働基準監督署がまず着目するのは、事故の原因の前に「**被災した人が労働者かどうか**」です。中小企業の社長は、現場で従業員は何倍働いても労働者ではありませんので、業務中にケガをしても通常は労災給付を受けられず、健康保険も使えません。そのため、中小企業経営者には労災保険の特別加入という制度があります。労働保険事務組合に加入すれば労災保険に特別に加入することができます。特別加入について、お気軽にご相談下さい。

## 7月1日から一週間は「**全国安全週間**」です！

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

今年のスローガンは、

**「新たな時代に PDCA みんなで築こう**

**ゼロ災職場**」

今年で92回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。安全週間は戦争中も中断することなく昭和3年から続いています。

○準備週間 : 令和元年6月1日(土)～6月30日(日)まで

○全国安全週間 : 令和元年7月1日(月)～7月7日(日)まで

準備期間では、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取り組みを行っていきます。

## 「賞与支払届」の報告はお済みですか？

事業主は、賞与を支給したときは、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めなくてはなりません。そのため、賞与を支給した事業所は、「賞与支払届」を提出する必要があります。

◀賞与から控除する保険料率（本人負担分）協会けんぽ千葉支部の場合（R1.6.15現在）▶

	料率	注意事項
健康保険 （上限573万円／年度）	<b>4.905%</b> （※協会けんぽ千葉支部） ※都道府県毎に異なります	賞与総額の 千円未満切捨額 ×料率
介護保険	<b>0.865%</b>	
厚生年金保険 （上限150万円／月）	<b>9.15%</b>	
雇用保険（一般） （建設業）	<b>0.3%</b> <b>0.4%</b>	賞与総額×料率

【注意】★健康保険の標準賞与額の上限：年間**573万円** ☆厚生年金の標準賞与額の上限：月**150万円**

【協会けんぽの都道府県別の保険料率（被保険者負担分）】

東京：4.95%、神奈川：4.955%、埼玉：4.895%、茨城：4.92%

## “パワハラ防止”初の義務化へ 女性活躍・ハラスメント規制法が成立！

5月29日に職場のハラスメント対策の強化を柱とした「女性活躍・ハラスメント規制法」が参院本会議で可決、成立しました。**パワハラやセクハラ、マタハラに関し「行ってはならない」と明記**。また、パワハラの要件を以下の通り設け、事業主に対し、相談体制の整備など防止対策を取るよう初めて法律で義務付けました。

### 【パワハラの要件】

- (1) 優越的な関係を背景に (2) 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により  
(3) 就業環境を害する一の3つの要件。

※パワハラ対策の義務化は、大企業では2020年4月から始まる予定です。中小企業は同時期に努力義務でスタートし、その後2年以内に義務化される見通しです。

## 中小企業のための退職金制度（中退共制度）

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

### 【制度のメリット】

- 掛金の一部を国が助成（一部対象外あり）
- 掛金は全額非課税
- 手数料不要
- 家族従業員やパートタイマーも加入OK
- 外部積立で管理が簡単。従業員ごとの納付状況や退職金試算額もお知らせ
- 他の退職金・企業年金制度等との**資産移換**も可能

2019年7月10日(水) 東京都豊島区東池袋にて**制度説明会・個別相談会**を実施！  
現在、参加申込受付中です！

★詳しくはインターネットで「中退共」と検索してホームページをご覧ください。

### 【お問い合わせ】

中小企業退職金共済事業本部 : 03-6907-1234